

高等教育の修学支援新制度
多子世帯要件に係る「新たに出生した子等」の取扱いについて

2025年度から「高等教育の修学支援新制度」において多子世帯(注1)支援が拡充(多子世帯の学生等に対し、所得制限なく、一定の額まで、大学等の授業料及び入学金が無償化)されました。多子世帯に該当するか判定における「扶養する子」の数は、日本学生支援機構において「マイナンバー」を通じて直近の税法上の扶養状況の情報をもとに判定されますが、2026年4月から9月の支援について、**基準日(2024年12月31日)より後に生まれた子等(以下、新たに生まれた子等)がいる場合、「扶養する子」に加算することができません(注2)。**

つきましては、以下を参照の上、該当者は所属校舎の学生支援課へ必要書類を提出してください。

(注1)「扶養する子が3人以上」かつ「支援を受けようとする学生等本人が被扶養」

(注2)「扶養する子」が2人以下だった者が、「新たに生まれた子等」が加算されることで「扶養する子」の数が3人以上となれば、多子世帯に該当するとされうることとなります。

1. 対象となる出生等の期間

2025年1月1日～2026年3月31日

※2026年4月から9月の支援に係る判定からは、扶養状況の基準日(2024年12月31日)の後に生計維持者が出生した実子等(新たに生まれた子等)は、同税情報に反映されないものの、「扶養する子」に加算することができます。

2. 「新たに生まれた子等」の該当者及び証明書類

「新たに生まれた子等」とは

以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類 (コピー可)
(ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

3. 必要書類

- (1)『「新たに生まれた子等」の数の申告書」(添付様式) ※
(2)対象となることを示す公的証明書類の写し等 ※「2. 「新たに生まれた子」の該当者及び証明書類」参照

※『「新たに生まれた子等」の数の申告書」は今年度の様式を掲載していますが、日本学生支援機構より新年度用の様式が届きましたら書き直しをお願いします。

「新たに生まれた子等」の数の申告書

標記について、証明書類を添えて以下のとおり申告します。

奨学生番号（奨学生に採用されている方）	5 2 0
受付番号（奨学金を申し込む方） 登録番号（予約採用の採用候補者）	— —
氏 名【本人署名欄（自署）】	
学籍番号	
「新たに生まれた子等」の数	人

「新たに生まれた子等」とは

以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【対象期間】について

下表の（今あなたがおこなっている）手続きにより、当てはまる期間を確認してください。

手続き		対象期間
2024年度以前採用の 給付奨学生 (家計急変採用者を含む)	2025年4月判定	2024/1/1 (※) ~ 2025/3/31
2025年度適格認定（家計）	2025年10月判定	2025/1/1 ~ 2025/8/31
予約採用の採用候補者	進学届提出：2025年4月～6月	2024/1/1 ~ 2025/3/31
在学採用（一次・二次） の申込者	申込：2025年4月～6月	2024/1/1 ~ 2025/3/31
	申込：2025年9月～11月	2025/1/1 ~ 2025/8/31
緊急採用・応急採用の 申込者	申込：2025年4月～9月	2024/1/1 ~ 2025/3/31
	申込：2025年10月～2026年3月	2025/1/1 ~ 2025/8/31
家計急変採用の申込者	申込：2025年4月～9月	2024/1/1 ~ 2025/3/31
	申込：2025年10月～2026年3月	2025/1/1 ~ 2025/8/31
家計急変採用者の支援 区分見直し	適用期間の始期：2025年4月～9月	2024/1/1 ~ 2025/3/31
	適用期間の始期：2025年10月～2026年3月	2025/1/1 ~ 2025/8/31

※家計急変採用者で、支援区分の適用期間が2024年9月以前に開始している場合は2023/1/1～。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校 記入欄	電話番号	— —
	担当者名	
	学校番号	区分